

# 第 1 3 回宮城県屋外広告物審議会議案書

前回の議案の処理報告

第 1 2 回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について（ P 1 ）

議案第 1 9 号

宮城県屋外広告物審議会運営規程の一部改正について（ P 2 ～ 3 ）

議案第 2 0 号

屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて（ P 4 ～ 5 ）

平成 1 9 年 1 月

宮城県屋外広告物審議会

報告 第12回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について

議案番号	件名	答申内容	処理結果
議案第18号	屋外広告物条例の改正について	原案に同意する	平成17年3月25日 宮城県条例第86号 (平成17年7月1日施行) 一部 (平成17年4月1日施行)

議案第 19 号

宮城県屋外広告物審議会運営規程  
の一部改正について

## 宮城県屋外広告物審議会運営規程の一部改正について

### 宮城県屋外広告物審議会運営規程の一部改正する規程

宮城県屋外広告物審議会運営規程（平成5年7月6日審議会決定）の一部を次のように改正する。  
第4条中、「第25条の4」を「第40条」に改める。

### 附 則

この規程は、平成19年1月23日から施行する。

### 理 由

屋外広告物条例の改正に伴い、引用条文を改めるもの。

## 議案第 20 号

# 屋外広告物に係る禁止地域を指定 することについて

〔根拠条文：屋外広告物条例第 2 条第 8 号及び第 9 号〕

## 屋外広告物に係る禁止地域の指定

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）第2条第8号及び第9号の規定に基づき，平成5年9月28日宮城県告示第1045号（「屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定」）の2に定める別表を下表下線部のとおり改正して，広告物等を表示し，又は設置してはならない地域又は場所を新たに指定するもの。

### 記

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域
(略) <u>一般国道45号</u> <u>(三陸縦貫自動車道)</u>	<u>河北インターチェンジから桃生津山インターチェンジまで</u>	本線の路肩から500メートル以内の区域で，都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く区域
(略) <u>仙台空港線</u>	<u>全線</u>	施工基面から500メートル以内の区域で，都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く区域

#### 【指定理由】

一般国道45号（三陸縦貫自動車道）の河北インターチェンジから桃生津山インターチェンジまでの区間が新たに供用開始される予定であり，当該路線及びそこから展望できる地域において良好な景観の維持及び形成を図る必要があるため。

また，仙台空港アクセス鉄道が営業開始することに伴い，当該鉄道及びそこから展望できる地域において，上記自動車道同様に良好な景観の維持及び形成を図る必要があるため。

#### 【指定時期】

一般国道45号（三陸縦貫自動車道）は，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき，供用が開始された後，速やかに指定する。（平成19年3月下旬を予定）

仙台空港線は平成19年3月18日に開業を予定しているため，同日付けをもって指定する。